

包括的暴力防止プログラム（CVPPP）インストラクター細則

第1条（目的） 一般社団法人日本こころの安全とケア学会（以下、本学会）において、包括的暴力防止プログラム（以下 CVPPP）インストラクターの質の向上を目的にこの細則を設ける。

第2条（CVPPP インストラクター） 本学会は、本細則の目的に従って以下の資格を設ける。

2 CVPPP インストラクター

CVPPP の理念・知識・技術を所属施設内外に広く普及させることのできる資質・能力を有することができる者であり、本学会の基準に基づき、審査に合格し、本学会理事会による CVPPP インストラクターの認定を受けた者をいう。

CVPPP インストラクターは、所属施設のみならず他施設の受講生を対象に包括的暴力防止プログラム（CVPPP）研修規程第2条に定める(1)～(4)の研修を行い、CVPPP の普及を図ることができる。

第3条（CVPPP インストラクターの責務） CVPPP インストラクターの責務として以下に定める。

- (1) 所属施設のみならず他施設の受講生を対象に包括的暴力防止プログラム（CVPPP）研修規程第2条に定める(1)～(4)の研修を行い、CVPPP の普及を図る。
- (2) 臨床の場を通じて、CVPPP の普及を図る。
- (3) CVPPP の理念・技術・知識を臨床の場で活用する。
- (4) 当事者、専門職者などすべての人のこころの安全を守ることのできるエビデンスに基づいた研究を行う。
- (5) 当事者、専門職者などすべての人のこころの安全を守ることのできる環境及び提供されるケアの質の向上を図る。

第4条（CVPPP インストラクターに必要な能力） CVPPP インストラクターに必要な能力として以下に定める。

- (1) CVPPP の理念・技術・知識を有し、伝達することができる
- (2) CVPPP の理念をもとに、正確な技術・知識を活用し、臨床において実践できる。
- (3) CVPPP インストラクターとして、また優れた臨床の実践家として、研修参加者とともに考えることができる。
- (4) CVPPP に関する研修を企画、運営、実施、評価できる。

第5条（CVPPP インストラクターに求められる資質） CVPPP インストラクターに求められる資質として以下に定める。

- (1) 当事者を中心とした考え方ができること。
- (2) 常に研究的な思考をもって実践できること。
- (3) 誠実であること。
- (4) 繙続的に学習していくことができること。

(5) CVPPP を学習、実践、普及していく熱意があること。

第6条 (CVPPP インストラクターの心得) CVPPP インストラクターの心得として以下に定める。

- (1) CVPPP はどのような時でも当事者を第一に考え守るものでなければならない。身体介入の際には当事者に最大限の敬意を払い、最も不利益が少ない方法でケアを行わなければならない。
- (2) 学会が規定する目的、方法から外れた方法で CVPPP を伝えてはならない。
- (3) 臨床の場においては、研修で行った手技・技術以外のことをしてはならない。
- (4) CVPPP インストラクターとしての立場を私的な利益の追求のために行ってはならない。
- (5) 臨床の場で CVPPP の技術を用いる際には意図的に改変してはならない。
- (6) CVPPP の信頼を失墜させるような言動を行ってはならない。
- (7) 臨床の場や研修の場において性的発言や不誠実な言動の他、当事者のみならず職務上かかるわるあらゆる人を不快にするような言動を行ってはならない。

第7条 (CVPPP インストラクター養成研修出願資格) CVPPP インストラクター養成研修に出願できる者は次に定める者であることとする。

- (1) 医療施設及び医療関係教育施設で職を有している者
- (2) 医療職の経験 3 年以上の者
- (3) CVPPP トレーナー資格を有し、CVPPP トレーナー養成研修においてトレーナーとして活動した実績を持つ者
- (4) 本学会員であること。

第8条 (CVPPP インストラクター養成研修申込書類) 出願者は次に定める書類を本学会事務局に提出し、包括的暴力防止プログラム (CVPPP) 研修規程第 2 条(2)に定める CVPPP インストラクター養成研修での資格審査を受けるものとする。

- (1) CVPPP インストラクター養成研修申込書
- (2) CVPPP トレーナーとしての活動実績証明書
- (3) ロールプレイのシナリオ
- (4) CVPPP インストラクター養成研修評価表
- (5) 5 年間以内に発表・発行された医療領域における安心・安全、攻撃性等についての研究・実践報告等とそれを証明するもの。ただし、研究・実践報告等は以下の項目を満たす物とする。ただし、研究・実践報告等は主研究者 1 名と共同研究者 1 名のみとする。
イ 学術雑誌等に掲載された研究論文・実践報告であり本学会が認定した物
ロ 本学会の学術集会で研究・実践報告の演題発表をし、その内容が CVPPP インストラクターの資格としてふさわしいと本学会が認定した物
ハ 本学会が認定した著作物

第9条 (CVPPP インストラクター養成研修審査) CVPPP インストラクター養成研修における

る審査は、研修を実施した本学会理事会の CVPPP インストラクター2名において合否を決定する。

第 10 条 (CVPPP インストラクター認定審査出願資格) CVPPP インストラクター認定審査に申請できるものは、包括的暴力防止プログラム (CVPPP) 研修規程第 2 条(2)に定める CVPPP インストラクター養成研修での包括的暴力防止プログラム (CVPPP) インストラクター細則第 9 条に定める審査に合格したものとする。

第 11 条 (CVPPP インストラクター認定審査) CVPPP インストラクター認定審査を出願する者は、CVPPP インストラクター認定審査出願書を本学会事務局に提出をする。

- 2 CVPPP インストラクター認定審査代として、10,000 円を本学会事務局に納めること。
- 3 本学会理事会の CVPPP インストラクター認定審査に合格、インストラクター登録をした者を、CVPPP インストラクターとして認定する。
- 4 CVPPP インストラクター資格の有効期間は交付の日より 5 年間とする。

第 12 条 (CVPPP インストラクター更新制度) 本学会は CVPPP インストラクターの能力・資質の保持のため更新制度を設ける。

- 2 認定を受けた CVPPP インストラクターは、交付の日より 5 年ごとにこれを更新しなければならない。
- 3 認定更新の申請は、認定有効期間満了の日の 6 ヶ月前から行うことができる。認定更新の申請については、対象者に通知するものとする。
- 4 認定更新代として、10,000 円を本学会事務局に納めること。
- 5 所定の日限までに更新手続を行えなかった者は、CVPPP インストラクター資格失効後 1 年以内に理由を付して本学会事務局に届出を行ない、認定委員会の承認を得た上で失効の次年度に所定の認定更新の申請を行わなければならない。

第 13 条 (CVPPP インストラクター更新資格) 認定の更新を受けようとする者は、以下に定める者であることとする。

- (1) 本学会員であること。
- (2) 認定期間に CVPPP トレーナー養成研修に CVPPP インストラクターとして参加したことがあること。
- (3) 認定期間に CVPPP インストラクターフォローアップ研修を受講していること。
- (4) 認定期間に学術集会への参加をすること。
- (5) 本学会が別に認めた者。

第 14 条 (CVPPP インストラクター更新出願書類) 認定の更新を受けようとする者は、CVPPP インストラクター養成の有効期限 5 年の満了に伴い、以下に定める書類を本学会事務局に提出しなければならない。

- (1) 認定更新出願書
- (2) 5 年間のインストラクター実績報告書

第 15 条 (CVPPP インストラクター資格喪失) CVPPP インストラクターは、以下の項目に該当する時は、その認定の資格を喪失する。

- (1) 認定を更新しなかった時。
- (2) 本学会を退会した時。
- (3) 倫理的或いは社会的規範に反する行為をした時。

2 資格喪失の決定は、本学会理事会が行う。

第 16 条 (細則の見直し) この細則は、CVPPP インストラクターの質を確保していくため、必要に応じて本学会理事会で見直しを行う。

本細則は、令和元年 11 月 29 日より一部改定し施行する

本細則は、令和 2 年 6 月 5 日より一部改訂し施行する。

本規程は、令和 2 年 12 月 5 日より一部改訂し施行する